

## 職員の給与に関する規程

特定非営利活動法人あそびとまなび研究所

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人あそびとまなび研究所（以下「当法人」という。）の職員に支給する給与については、この規程の定めるところによる。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、事務局長及び職員（以下「一般職員」という。）を対象に支給する給与について定める。

### (給与の区分)

第3条 一般職員の給与は、次の区分により支給する。

- (1) 基本給は、本俸（本給及び調整給）とする。
- (2) 諸手当は、通勤手当及び時間外勤務手当とする。

### (本俸)

第4条 本俸は、月額とし、理事会が別に定める本俸基準表による。

第5条 一般職員の受ける本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度並びにその者の経歴、経験等を考慮して決定する。

### (通勤手当)

第6条 通勤手当は、一般職員の住居より勤務地までの距離が1 kmを超える場合に支給する。

- 2 通勤手当は、最も合理的な通常の経路であると理事長が認めた区間について、原則として1か月の通勤定期券の実費を支給する。
- 3 通勤手当は、1か月あたり10,000円を支給限度とする。

### (時間外勤務手当)

第7条 時間外勤務手当は、理事長の命令により勤務時間外又は休日に勤務をした職員に対して支給する。

- 2 時間外勤務手当の額は、勤務時間外又は休日に勤務した全時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる）に対して、次の算出方法により算出した額とする。

- (1) 時間外労働（午後5時より午後6時まで）

$$\frac{\text{給与月額} \times \text{時間外労働時間}}{143} \times 1.0$$

- (2) 時間外労働（午前5時より午前9時及び午後6時より午後10時まで）

$$\frac{\text{給与月額} \times \text{時間外労働時間}}{143} \times 1.25$$

- (3) 深夜労働（午後10時より翌日午前5時まで）

$$\frac{\text{給与月額} \times \text{深夜労働時間}}{143} \times 1.5$$

- (4) 休日労働（代休なき場合）

$$\frac{\text{給与月額} \times \text{休日労働時間}}{143} \times 1.35$$

(5) 休日労働（代休をとった場合）

$$\frac{\text{給与月額} \times \text{休日労働時間}}{143} \times 0.35$$

3 前項の給与月額は、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金の額を控除した額とする。

（特別手当）

第8条 特別手当は、原則として毎年2回概ね6月及び12月に予算の範囲内で当法人が決定し支給することができる。

2 前項の特別手当の支給細目は、理事会が別に定める。

3 特別手当は、その支給日において在籍している一般職員に対し支給する。

（昇給）

第9条 一般職員が現に受けている本俸の額を受けるに至った時から12月を下らない期間を良好成績で勤務したときは、その成績の程度に応じて別に定める額を昇給させることができる。

附則

この規程は、令和2年4月20日から施行する。